

経済建設常任委員会会議録

平成26年11月17日(月)

(開 会) 16:00

(閉 会) 17:08

案件

1. 建設行政について

(平成26年度発注予定の大型物件について)

○委員長

ただ今から経済建設委員会を開会いたします。

前回の本委員会における平成26年度発注予定の大型工事に関する質疑に対して、執行部から報告を受けるため、本日は急きょ委員会を開かせていただくことにいたしました。

それでは、「建設行政について」を議題といたします。執行部の説明を許します。

○建築課長

前回の経済建設委員会におきまして、質疑がございました件につきまして報告いたします。

設計コンサルに確認しましたところ、1点目ですけれども、エキスパンションジョイントで分割していない一体型建物の建築工事を分割発注することは可能であるという回答を得ております。ただし、工事監理実績に照らしてみた場合、デメリットはあってもメリットはないという報告を受けております。また、追加設計期間は2カ月から2.5カ月が必要で、設計費用も約900万円が必要であると、回答を得ております。

次に2点目として、エキスパンションジョイントを入れて構造分割をすることについては可能であるという回答を得ております。ただし、設計期間と追加設計料等について設計業者に確認したところ、ジョイントで構造分割発注する場合は構造計算のやり直し、設計図面の再作成、積算を分割すること、構造見直しによる追加設計期間が必要である、建築確認申請に要する期間が必要である、以上の理由により約6カ月を要すると回答を得ております。この場合の追加費用としまして、見直し追加の設計費用として約3200万円、確認申請手数料として約160万円、追加工事費として約7千万円、合計約1億360万円が必要であると回答を得ております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

先の委員会で要求していた課題につきまして、今回執行部からコンサルに確認していただきまして結論が出たところであり、つまり幸袋小中一貫校の本校舎は分割できたとのことであり、このことは、市内業者の保護育成を重要な課題としている執行部の立場から言えば、今回の発注は瑕疵ある発注だと思いますが、いかがですか、思いませんか。

○都市建設部長

結果的に設計の段階でということであればですね、確かにいま技術的には可能ということでございます。それで今回、これの分割発注云々という結論を最初にしたときに、やっぱりプロポーザルである程度提案を受けた部分で一体的な部分ということも含めてですね、この形がよかろうということでこの形が決まっております。結果的には、市内業者にということの部

分は十分配慮した形ですね、体育館等についてはそういう形で分けておりますので、そういう形で設計のほうは反映したということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○古本委員

工期の厳守とか機能的なこと、いろんなことをこう加味してだと思えます。理由はですね、いろいろ述べてありますが、私は根拠が希薄であると思えます。本当に市内業者では工期が守れないのか、安全確保ができないのか、私は全く根拠がないと思えます。工程監理については、市とコンサルが現場でしっかり指揮をとってやっていけば、問題ないと思えます。私は、今回の発注が本来、市内業者で施工可能であったものを市外業者に発注したということで、これは執行部の明らかな瑕疵であると考えております。そこで、今後の発注につきまして今回の課題を再度検証し、今後の教訓にすべきと思ひ、質疑をさせていただきます。まず設計についてですが、幸袋だけはほかの小中一貫校と異なり、プロポーザル方式により業者を決定しています。なぜ幸袋だけプロポーザル方式にするのかの理由については、土地の問題などいろいろ述べておられますが、我々議会は、少なくとも私は、プロポーザル方式で選定する際も市内業者の保護育成は必ずその審査に反映されるものと、確信しておりました。しかし、結果は今回の発注内容のとおりであります。外部の方々で構成された評価委員会で審査された結果であると思ひますが、委員の方々には市内業者の保護育成という観点はしっかり持っていたか、その辺のところはどうですか。

○副市長

今の質問ですが、この件については教育委員会のほうでたしかプロポーザルをやったと。ただ、私が報告を受けているのは、その採点基準の中に、いずれの場合もですけども、市内のほうから例えば物品を調達するのとかですね、そういう観点の中は評点の中に入っていたという記憶がございます。ただ、細かい点は私も入ってませんのでわかりませんが、そういう報告を受けて、必ずプロポーザルをいろいろなケースでやっても市内業者からできるだけ調達しなさいとかですね、そういう条件は評点の中で反映されるようにはなっております。

○古本委員

今の答弁の中でも、特段そのようなものは説明してないような気がいたします。そういうことでですよ、一方では鯉田工業団地の造成などで企業を誘致しまして、市内業者の誕生と雇用の創成に取り組んでいるのに、片一方では市内業者の保護育成が欠落している。全くもって、行政の一貫性が感じられない。私は、全て市内業者に発注することを主張しているわけではありません。もちろん物件によっては、市内では対応不可能なものがあることも理解しております。問題は、執行部の取り組む姿勢であります。なぜ市長、副市長もはっきり言っておられる市内業者の保護育成が徹底されていないのか。プロポーザルの際に、委員の方々にその旨を説明しておれば、違った審査結果となったのではないかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○副市長

いま言われますように、我々としても市内の事業所の育成ということは、これはもちろん基本原則で考えておりますし、これについては常日ごろから各担当部署もですね、十分徹底しているというふうに思っておりますけども、そういうところも若干抜けているところがあれば、今後そういう面については徹底していきたいというふうに考えております。

○古本委員

ですよ。プロポーザル方式によればですよ、通常、品質を求めることとなり、当然、契約金額は通常の入札と比較して高くなる。そこまでして業者を決定したのに、その結果は市内業者を無視したような設計になっている。このことについて、もうちょっとどのように考えておられるのか、お答えいただけますか。

○都市建設部長

都市建設部自体が、先ほど副市長の答弁の中にもございましたプロポーザルの部分の中でということで、私自体がその部分に入っておりませんので、ちょっとあれなんですけども、ただ現実としてですね、プロポーザルの中で結果として今こういう形の設計が上がってきてないという、委員の質問の部分ではですね、当然その部分につきましてはプロポーザルの審査評点部分の考え方も含めてなんですけども、プロポーザルの今後の案件につきましてもそういうふうな形をですね、できるだけ、全てかどうかはちょっと案件にもよると思いますので、その部分につきましては今後もですね、そういうふうな形で市内業者の方の育成という部分も含めて総合的に判断していく部分だろうというふうに思っております。ちょっと回答にはなりませんけども、そういう気持ちでですね、今後の分につきましてはそういう形で、都市建設部としてもそういうふうな対応をしていきたいというふうには思っております。

○古本委員

答弁をいただいているんですが、ちょっとかみ合わない部分を感じます。このような設計となるなら、通常の競争入札で業者を決定しても私はよかったんじゃないかなと思います。そうすれば、価格も安価となっていたと考えます。価格以外の要件で業者が決定される、このプロポーザル方式を採用し、その結果、分割できた物件を分割せずに市外業者に発注する結果となったことについて、ちょっと酷な言い方かも知れませんが、この一連の流れに非常に不透明さを感じます。何か意図的なものはありませんでしたか。どうぞ。

○副市長

先ほど言いましたように、このプロポーザルの件に関しては都市建設部のほうが恐らく、よく熟知してないと思います。私も報告を受ける中で、このプロポーザル方式を何でこの幸袋小中一貫校だけ採用したのかということは、当時の市民文教委員会でも質問があって、この前、私はその分を答弁の中に読みましたけど、まあいろんな条件がある中で、プロポーザルでこの幸袋小中一貫校だけは実施したいという理由をして、まあそういうことであれば、細かい技術的なことまでは承知しておりません、この前、委員会の中で担当者が答弁した部分を読み上げましたけども、地形が非常に高低差がある、狭い、学校の授業をしながらやらないかん、いろんな面を含めてプロポーザルでやりたいという説明を当時の委員会ですて、了解いただいたのであればそれでいいんじゃないか。じゃあプロポーザルで、まあ質問者、若干そのところは大変申しわけありませんが認識が違うんですけども、プロポーザルでやったら高くなったのか安くなったのか、これは私も正直なところ判断が若干つかないところがございます。先ほど、技術的には確かに分割しようと思えば、今の建築技術であれば当然できるんだろうと。じゃあ、技術的に可能であれば分割、その発注の仕方が、じゃあそれが効率的なのか、費用的に安く上がるのか、いろんな考え方があろうかと思いますが、プロポーザルをやったので特段価格が高くなったというふうには考えておりませんけども、またこのプロポーザル方式をとったことが意図的にやったのかということは、決してそういうことはございません。

○古本委員

別に意図的なものはないということですが、それではですよ、今回の事態を受けて、今後の発注方針について何か改善等を考えておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○副市長

今回の発注の仕方、プロポーザル方式はなかなかこういう案件というのは、今後なかなか、今ある大型案件が残ったのも、小中一貫校と庁舎ぐらいしかありませんけども、そういう中で、その後についてはなかなかそういう案件が上がってくるかどうかわかりませんが、いろんな考え方の中で、これは総務委員会の中でも報告しておりますけども、入札制度の中でいろいろ改善点があれば、その公平性とか透明性とか効率性、いろんな形での質問あるいはご提案もあっておりますので、その中でよりよい方式を検討していかなければならないというふうには考え

ております。

○古本委員

いろいろ言われておりますけれども、それではですよ、今後あなた方が仕事に取り組む姿勢についてですが、提言させていただきたいと思います。さきの本会議で当時の同僚議員が行った一般質問におきまして明らかとなったこと、市内小中学校の給食調理室の設計の不備、これは特定の備品しか設置できない設計になっていたとの内容であったと思います。そして、今回の幸袋小中一貫校の設計についても、分割可能であった物件を精査せずに、コンサルの提案をいわばそのまま受け入れて発注まで行った。業務多忙の中であることは十分理解していますが、あまりにも行政の主体性が感じられない。設計などについて外注することは理解できますが、その業務過程については、またその成果物については、あくまでも執行部が主体的に業務に当たり、確認すべき部分は確認し、指摘する部分は指摘を行って、是正すべきであると考えます。皆さん執行部は発注者であり、業者はあくまでも受注者であります。市民の皆さんからいただいた貴重な税を支出し、発注しています。発注したら終わりではなく、最後まで責任を持って業務に当たってほしいと考えます。何かあれば、責任は業者ではなく、あなた方執行部にあります。この私の提言について、今後の執行部の取り組む姿勢をどのように考えられるのか、この辺のところの答弁をいただきます。

○副市長

いま提言いただいた中で、我々としても、特に技術系のいろんな事業というのは、このICTといいますかね、パソコンを使ったりとか測量機械、いろんな形で技術を日進月歩でやっております。職員のほうもですね、これに遅れないように最新のやっぱりいろんなそういうノウハウというものをですね、しっかり事務屋は事務屋でまた法的なことをきっちりですね、一段と自己研さんを積まなければならないし、お互いそういうことを、それを逆に言えば仕事のほうに反映していかなければいけないというふうには思っております。

○古本委員

そうですか、責任を持って業務に当たるというように、私は理解させていただきました。ただ、ここで重要なことは、例えば修正をする部分、是正をしなければならない部分が生じたときには、その部分だけをとらえて対応すればいいということだけは、絶対にやめていただきたいと私は考えます。小中一貫校など、大型工事物件につきましては、本市の財政状況等を考えると、長寿命となるしっかりした建築が実現されなければならないと思います。そのためには、設計段階からのしっかりした万全な過程が必要不可欠であります。そこで一部修正、または工事に支障を来すような不備が生じた場合には、その全体に対する信頼性が損なわれると考えます。多額の貴重な税が支出される大型事業であり、修正等が生じた場合、その場限りのような対応はせずに、改めて全体的に再度しっかり精査すべきと考えますが、執行部は修正するような事態が生じた場合、どのように対応していくつもりなのか、最後にお尋ねをいたします。

○副市長

行政のほうやっております大型事業というのは、これは我々でなくて、これは市民の皆さま全体の財産でございます。いま言われたように、きちっとしたものをつくっていく、また信頼のたるものをつくり上げていくのは、これはもちろん行政の責任でありますし、重大な瑕疵というものが生じてはなりませんけども、万が一そういうことがあれば、きちっとした対応をとらなければならないし、また、きちっとした説明ができなければならないというふうに思っておりますので、そういうことで気を引き締めてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

私のほうからの質問はですね、まず1番目に、10月23日に委員会がありましたよね。そ

のときに、いま古本委員のほうからの質問があった分について、先ほど設計事務所等に確認をとった結果はいつわかりましたか。

○建築課長

10月27日にわかりました。

○坂平委員

じゃあ、10月27日にわかって、委員会のほうにも報告がないままに、この発注の公募をかけたのはいつですか。

○建築課長

告示をしたのは10月31日でございます。

○坂平委員

私が疑問に思うのはね、この委員会を大体、執行部の方々はどのように、この委員会を開催しているんな討議をします委員会委員のほうから質問をされたことに対して、どのように理解をされているんですかね。というのが、地場の業者だけでもできるのではないかと、分割ができるのではないかとという質問がありましたよね。これに対して、設計事務所等にそのことは確認をとりますと。それが今の報告では、10月27日にわかりましたと。先ほどからの答弁を聞くと、例えば分割をするに当たって2カ月から2カ月半、費用等が900万円と。そして、エキスパンションジョイントというものを使った分離をすると6カ月、それに対する費用が1億3060万円ですか。こういったことが全部わかった中で、この10月27日にわかって、10月31日にもう公募をしたと。じゃあ、委員会で話したことを報告もなしに、執行部は執行部の考えでいくんだぞというふうにしかなんとらえられない状況なんですけどね。そのあたり、どんなふうに思っています。

○副市長

どういう受け止め方かということですが、幸袋小中一貫校に関して言えば、分離分割発注できたのではないかと、当初はそういうご質問がございましたが、それを確定したのは、いま担当課が答えたとおりでございます。前回、今はっきり費用とか、あるいはどの程度変更には期間を要するということをおっしゃっていましたが、前回の委員会でも私が答弁しましたように、この幸袋小中一貫校については平成28年4月にぜひ開校したいということで、作業を進めてまいりました。そういう中で、確かに私もきょう報告したことが、事前に報告をやってするのがよりベターであるということは正直考えておりました。一応、委員会が私はいつ開かれるかということとはわかりませんでしたけれど、委員会を開かなければならないということで、議会事務局等々、あるいは正副委員長にも後の事務の進め方で告示して入札する、あるいはそれを議案として上げる、いつ可決するということを考えますと、11月の第1週までが、第1週でしたかね、たしか私が契約と打ち合わせの中では、第1週までが時間的な期限のもので、そこしか厳しいという返事がありましたので、そういう模索も議会事務局にも正副委員長にも迷惑をかけたと思いますけども、なかなか日程の調整がつかなかったということで、きょうになったと。きょうになると、きょうしか開けないということがわかりましたものですから、これはもうそこまでなると、4月の開校にとっても間に合わないということで、その辺はですね、あの非常に、報告をしてあるのがベターであったというふうに私も思っておりますけども、執行権の範疇の中で、その辺は4月開校という大前提がありましたものですから、そういう決断をさせていただいたということでございます。

○坂平委員

この問題はですね、穎田小中一貫校のときからの問題提起をしているわけですよ。あなた方はいま、先日この話を10月23日の話のようにされてますけど、もう1年以上も前からこういった発注形態であるべきではないかというお話はしているんですよ。それをさも10月の23日に初めて委員会から話を聞いたというような、副市長の今の答弁だろうと思うんです

よ。委員会が開催されなかったと、委員会は5時からでも何でもできるわけでしょう。だから委員会で話したことはね、全くあなた方はいま正直なところ、副市長言われましたよね。執行権の範疇の中でさせていただきましたと。じゃあ、今から先も全部それでやるんですか。全て専決でやるんですか。

○副市長

執行権の範疇というのはですね、事務的にそうしていただかないと、例えば全てをですね、年間相当な数の発注件数がありますけども、それを各委員会でやるということは、事務的には私は不可能だというふうに考えております。それは一定の、口幅ったい言い方になりますけども、我々が持っている範囲の中で、きちっと公平性と効率性とかいうことを担保しながら、全体の、これは総務委員会の中でも再三言われておりますが、特に委員の方からもご指摘がありましたけども、たくさんの大型発注があるとき、あるいは工事がたくさんの事業が出るときは、きちっとそういうものを担保にするような発注の仕方をきちっとやってくれよということでは総務委員会でもよくよく言われましたし、それを念頭に我々としてはやって、また事務的な日数、告示して何日、あるいはその議案として、契約議案としてどこどこへ上がる、そして工事にかかるということからいきますと、絶対それでいいということではないですけども、最終的なそういう決断をさせていただきましたけども、じゃあ今後そういうことで専決、これは専決とは何ら関係ない話だというふうに私は思っております。専決というのは、この中でいろいろあるのを議会の議決をその後から承認をもらうというような話の中でありますから、その専決という言葉がなじむかどうかというふうには思っておりますが、これは一般的な行政が持っております事務の進めの中での1つのやり方だというふうに思っております。

○坂平委員

じゃあ、この委員会はどのような役目があると思いますか。逆にお尋ねします。

○副市長

委員会は例えばいろんなご意見、それから議案として上がったときにはその議決権を持つてあるというのは、私十分に承知しております。だから、いろんなご意見を伺いながら、それを行政として事務に反映させていくというふうに思っております。ですから、いつ発注するのか、いつどうするのかというのはですね、これは先ほど言いました、我々が持っております執行権の範疇の中であらうというふうに考えております。

○坂平委員

だから、そういった問題提起をされてない分についてはね、別段構いませんよ。それは、執行権の範疇でされるのは当然でしょう。委員会のほうからいつ出しなさいとか、こういうふうにしなさいとかいうことは明言できないと思います。ただ、これは穎田小中一貫校からの流れの中で、こういった問題提起がずっとされてきておったと。そして、今回に至るとるわけです。だから、そういったことが全く執行部として反映されてない。それを言っているんですよ。だからそこをね、言うように、10月23日委員会で長時間にわたって議論しましたよね。そして、その結果は27日の日にわかりましたと。その報告もなし、ただ委員会が開かれなかったと。それは正副委員長と打ち合わせをされたかもしれません。そして、あなた方が市長、副市長それぞれの時間がとれなかったかもしれない。であるならば、別段5時過ぎてでも委員会を開催するのは問題ないわけですから。だから、そういうことをきちっとやってもらった中でね、報告が先じゃないんですかというふうに私は思います。全くあなた方がされとるのは、もう議会軽視も甚だしい、私から言わせると。だから、そのところは十分今後も出てくることがあるかもしれません。そういう場合はどういうふうにされるんですか、今後は。もう既に、これは公募されているんですからね。あくまでも、今後もそういった執行権の範疇でやりますよということなのか、そういうその後先にならないような説明、責任を持ってされるのか、そのあたりをご答弁ください。

○副市長

これと類似した問題が今後あるかどうかというのは私も想像が付きませんが、できれば当初、先ほど言いましたように、前回の委員会ありましたので、これをこういう形で報告した後に告示ができれば、よりベターだなというふうには正直思っております。ただ、だからといって、これから一つ一つを、先ほど答弁しましたように、全ての工事発注の件でどうだこうだということは、それはちょっとなかなか事務的には難しいだろうと思っております。ただ大型事案ですから、今後どういうのがあるのかわかりませんが、できるだけこういう、今回やったようなことは、できるだけ私も避けていきたいというふうには考えております。

○坂平委員

副市長ね、私が今お尋ねしよるのは、全て報告をなさいとかいうことではないんですよ。今この幸袋小中一貫校について、10月23日にお話をした。その件に対して、今お尋ねしよるわけですよ。だから、何も問題になってない、質問も出てないものまで全て報告をしたものしかだめですよということを言っているわけじゃないんですよ。委員会のほうからそういった質問が出た問題について、その答えは、これ何日ですか、4日後に答えが出ているのに、その後も全くあなた方の日程的な予定がとれなかったというような答弁だけでね、公募をされておるといふことに対して、今お尋ねしよるわけです。だから、そういった問題提起をされた案件について、今後はどうされるんですかと。だから、全て報告をする義務がありますよとか、報告をなさいとんことを言っているわけじゃないんですよ。だから、今度のような質問が出た後に答えが出た、その答えを報告もしないうちに日にちがなかったから出しますよとか。日にちがないのであれば、その間に委員会を開催すればいいことやないですか。だから、そここのところをお尋ねしよるわけです。

○副市長

日にちだけのことに関して言えば、最終的にはなかなか調整ができないで、きょうになるということがわかったものですから、決断したのは先ほど申したとおりです。委員会で問題提起があったのは、若干その辺の受け取り方の不十分などところがあるかもわかりませんが、この幸袋小中一貫校はもともと分離分割発注できたんじゃないか、あるいはもともと設計の段階からそういうことを念頭に置いてすべきでなかったかということは、前回の委員会でもご指摘を受けておりましたし、前回の頼田のときも、私のほうも今後はできるだけその地元企業のほうに原理原則として、地元企業側でいきたいというような答弁をしたことも事実でございます。ただし今回の幸袋については、先ほどプロポーザルとする理由は細かいことは私も承知しておりますが、いろんな状況下の中でプロポーザルでやりたいと、当時の委員会の中でそういう了承をいただいた、その中で今日まで動いてきたわけですね。先ほど古本委員からお話がありましたように、それが高かったか安かったか、意図的かということとは別にしまして、だから前回の委員会では分けられるのか分けられないのかはっきりしてくれということと、そうした場合に費用がどれくらいかかって、どれくらい日数がかかるのか調べてくれということとございましたので、それはきちっと委員会の中で報告をして、そして告示後の、先ほど言います平成28年の4月に開校するためには、いろんな日数あるいは工事期間等々を考えた場合の発注の時期はいつだどうだというのは、その具体的に言えば、委員会の中では正直議題としては上がってなかった、ただ分離分割できるんじゃないか、地元企業でできるんじゃないかということは確かに委員会の中でありましたので、その辺は先ほど言いましたように、私もできれば報告した後に告示したほうがよりベターであるというふうには思っておりますけれども、やっぱり28年の4月開校というのを考えて、委員会の開催日程等を考えたら、ここで決断させていただこうということで、決断したわけでございます。

○坂平委員

副市長があくまでもそういうふうな答弁であるならば、別の角度からお尋ねしましょう。こ

の10月31日、これに告示をしないと平成28年度の開校は絶対できん、無理だということでおっしゃられているわけですね。じゃあ、今回公募して万が一、例えば不落になったと、その場合はどのぐらいの期間を要します。契約の方はおられないんですかね。おられないなら、都市建設部長のほうでもわかれば、お教えてください。

○都市建設部長

先ほど言われました契約の日程の関係の事務は、ちょっと私のほうで把握をしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:38

再 開 16:46

委員会を再開いたします。

○坂平委員

先ほど入札が不落になった場合という表現をしましたが、それは一応撤回させてください。

一応、入札が成立しなかった場合にはどのぐらいの、次に再入札をする時間はどのぐらい要します。

○契約課長

入札の再入札となった場合なんですが、全く同じ内容等で公告を打つ場合にはだいたい1カ月。ただし、公告内容等に一部修正等が必要となれば、もう半月ほど。ですので、1カ月から1カ月半ぐらいの期間で再入札になろうかと考えております。

○坂平委員

であれば、この10月31日に公募をかけてJVですか、の申し込み、そして、それを審査して現説、そして入札という運びになるかと思えます。それが今回、10月31日公募をかけて、これの入札日はいつですか。

○契約課長

11月26日で告示をいたしております。

○坂平委員

この間が約1カ月ですか。そうすれば、今回入札が成立しなかった場合には、平成28年の4月の開校、これには間に合わないという判断でよろしいんですか、副市長。

○副市長

そのように判断しております。というのが、入札をやって仮契約をやって議会で議案としてやる場合に、もう12月の、きょうも正副議長に、あるいは議運の正副委員長に説明いたしましたけど、12月議会は一応の日程も決まっております。それから逆算いたしますと、それは次の議会、あるいは年明けてからの臨時議会、まあ臨時議会ということをやればどうかという問題はありますが、少なくとも年内に議会で議案を承認いただいて、準備していただいて、もう年明けたらすぐにかかっていくぐらいの工期、それでも標準工期からいうとかなり厳しい中で平成28年4月というふうに報告を受けておりますので、12月議会にはぜひ上げたいという形で事務を進めてきたところでございます。

○坂平委員

であるならば、あくまでも仮定の話をお尋ねしますが、例えば入札が成立しなかったとしたときには再公募をかけるということで、先ほどお尋ねしました、今の現状のままで何工区かに分けて出す場合には2カ月から2カ月半の期間がかかると、それに900万円かかるという、費用的に900万円かかるということになった場合、それともう1点はいま現在公募があっているかどうか私もわかりませんが、これが1者の場合で入札をした場合、これは飯塚市として成立させるんですか、どちらですか。

○副市長

質問議員にちょっとお答えする前にですね、これは私も迷いながら答弁しておるんですが、これはそもそも入札制度にかなり踏み込んだところであれば、総務委員会との兼ね合いがですね、実は私、非常に大変気になっております。もちろん学校に関してのあれですから、建設行政という、もちろん幅広くとれば、その辺が私も迷うところがあるんですが、入札はどうだ、箱はどうだとなってくると、私は総務委員会との調整を議会にですね、ぜひ事務局のほうにお尋ねしたい。こういうことはいいのかどうか、いやそのいいということであればお答えしますが、ただ不落になるのかどうか、今の現状だけで答えますと、1者だけでは実はそういう取り扱いをやっておりませんが、ものの勉強したところ、まあ勉強といいますか、担当課からの報告によりますと、告示をやっているのですから1者でも当然入札が成立しても構わないという解釈はあります。ただ、現実、飯塚ではまだそこをやってないところで、これは今後の問題ですので、それをするという事になれば、また総務委員会等々で報告をしてやろうということになるかと思いますが、この入札制度を今いろいろやりとりして、私も迷いながら答弁しているんですが、これが経済建設委員会でいいのかな、どうかなという、総務委員会に対してもちょっと若干ありますので、その辺だけはぜひというのが、若干気になりながら答弁しているのが実情です。

○坂平委員

あくまでもですね、私は総務の範疇まで入って質問をしているつもりはございません。あくまでも建設行政全般について、例えばこの建設が、開校日が決まるとるから急がなければだめだと、着手ができないとだめだという答弁が以前からずっとされてこられました。そのことに対して、23日に委員会があつて質問をした答えが27日に出たと。そして、委員会に報告を、質問があるのにその答えを回答せずに公募をかけた。その理由は、あくまでも開校日が決まってるから日数的に間に合わない、だから仕事をもう執行権の範疇で出したんですよということでもありますから、あくまでも仮定の中で万が一これが成立しなかった場合は、いま契約課長のほうに聞くと、1カ月から1カ月半の日数が必要ですよ。そうなったときには平成28年の4月には開校できないということに、おのずから計算が成り立つわけですね。だから、今お尋ねしてるのは、例えば、まあこれが委員会で例えばの話をしているのかどうかわかりませんが、あくまでも建設行政全般に関して、それが成立しないでしたときには1者でも公募があれば、それで成立をさせるのかどうか、飯塚市として。市立病院のときには無効にされたはずだと思います。再公募をかけたのではなかろうかと思えます。だから、行政は一貫性を持ってされてあると思えますので、そういった過去の実績がないということであれば、いま言われる総務委員会のほうで協議をしてみないとわからないという答えになるかもしれませんが、実際に近年の事業に対してそういう結果を既にもう出されてあるんですよ。だから、そのあたりの確認をさせていただきようだけでございます。

○副市長

まあ仮定の話で私はあまり答弁はしたくないんですけど、仮に1者であれば、今の飯塚市の事務取扱でいけば、入札はたぶん難しいかなと、できないというふうに思っております。ただ、法的には可能だということで、いうふうにはなっておりますということだけを申し添えておきます。

○坂平委員

だから、法的には可能なはずですよ。可能なはずですけど、近年の入札においてそういう実績を飯塚市はしてありますので、それと同じような取り扱いをされるんですかということを確認しよるだけです。だから、そのあたりをはっきりとですね、明確にお答えいただけませんか。

○副市長

最終的な取り扱いは、確かにいま入札は成立させておりません。そういうふうに臨みたいんですが、ただ物理的にも平成28年の4月に開校がそうなってくると、また1年のびるという

ことも、非常にご父兄の方、それから地元の方にも大変ご迷惑かけるし、期待のあるところでしょうから、これが最大限入札が成立するように、今のところはそれだけをしっかりとやっていきたいということしか、現状ではですね、なかなか答えにくいんですが、そういうふうに思っております。

○坂平委員

私が質問していることに対しての答弁が明確に出されてないんですが、私がなぜそういうことを聞くかという、あなた方は今まで、先ほどから言いますようにね、颯田小中一貫校のときから、ずっとそういった、今回の校舎棟ですか、これを地場業者でできる内容なのになかったということがですね、どうしてもひっかかってくるわけですよ。だから、あなた方はその都度その都度ですね、じゃあ今回の場合は、市立病院のときには再度公募をかけ直したと、1者の場合は。今回の場合は最終的に開校日が決まってるんで、これも法的には何ら問題がなかったから1者でも締結をしますよということなのか、あくまでも市立病院であったように、公募をし直すんですよというのか、そのあたりを明確にお聞かせいただきませんか。

○副市長

もし1者であれば、1者しか応札がなければですね、もう一度公募し直すというふうには原則考えております。ただ、ものがものといいますか、学校のあれですから、例えば市議会議員の皆さん方が、それはおまえ、学校の子どもに関することだから、という声が上がればまた別でしょうけど、今のところは従来どおりのやり方で、1者だけだったらですね、入札は成立しないような取り扱いでやってきておりますので、その前例に従ってやっていきたいというふうに思っております。

○坂平委員

あのね、副市長、常に冠がついてるんですよ、答弁の中に。地元の方の要望等がなければとか。私が聞いているのは、単にそれを法的には問題がないから、その扱い方をするのかしないのかと、ただ、その1点を今お尋ねしよるわけですよ。だからストレートに答えを、じゃあ1者だけであった場合には無効になりますよとか、行政の考え方をね、明確に教えていただけませんか。

○副市長

冠がついているというお話ですが、まああの、最終的に答えたつもりですが、現在の飯塚市の取り扱いではですね、これは入札が成立していないとして再公募になるだろうと、また再公募をする予定にしております。

○坂平委員

今ご答弁いただきました。そのご答弁はこの会議録にもきちっと残りますので、そういったときには、開校日には、万が一にも成立しなかったときには開校日が遅れるということになるわけですね。だから、先ほどから言うように、委員会でそういった地元でできるような発注形態を以前から言ってましたけど、そういう形になってないと。先ほどから副市長言われるには、これは教育部局でしたことだから、私はその中に入らなかったから、そのあたりは気がつかなかったということでおっしゃられてましたよね。当然、教育部局であっても市長部局であっても、総合的には市長、副市長が全部そういった重要なことについては、当然、話には入って報告を受けたりしているはずだと思います。だから、そういったことをね、過去のことを忘れて、いま現在こういった事業ですからということのないようにやってください。そして後は、委員会軽視、これは以前からもう私言ってましたけど、手順を踏んでね、きちっと報告すべきところは報告をしていただきたいというふうに思います。だから、今後はそういうことのないようにできますよね。どうですか。

○副市長

以前からもそうですし、現在もそうですけど、委員会を軽視するとか、議会を軽視するとい

うようなことは毛頭考えておりません。きちっと、できるだけ報告すべきものは報告して、いつも市長言われるように、議会と執行部は一体となって行政を進めていく両輪でございますので、その大原則ということについては全くそのとおりだと、私も当然のことですけれども思っておりますし、そういうことで報告すべきところはきちっと報告してやっていきたいというふうに考えております。

○坂平委員

それともう1点だけですね、しつこいようですけど、あくまでもこれも仮定でございます。万が一、今回の公募で成立しなかった場合においては、開校日がずれるわけですよ。ずれたときには、この2カ月から2カ月半、設計見直しが900万円、先ほど言われましたよね、かかりますと。そういうふうなことは考えられることですか。あくまでも仮定ですよ。

○副市長

仮定の話では正直言って回答しにくいし、したくありませんが、今のところそういう考えは持っておりません。

○坂平委員

あくまでも私はいま仮定でお話ししてますけど、あくまでも大手を入れて、市外業者を入れて、あくまでもするということですか。

○副市長

これは仮定の話ですから、仮定の話でこの正式な委員会の中であんまりやるのは、私は好ましくないと考えておりますので、これ以上は仮定の話はもう申しわけございませんが、答弁を差し控えたいというふうに思っております。

○坂平委員

あくまでもお話ですからね。どれがどうなったからどうしますとかいうことじゃなくて、仮定の話も当然しても別に差しつかえないと思いますよ。そのための委員会ですから。

先ほどから私言いますようにね、あなた方はあくまでもこういったことで、調べたところ、こういうふうにできましたよということに対して反省はされてあるんでしょう。そこに自分たちが気がつかなかったと。地元業者の育成ということに対して、地元業者でもできるような体制を取ってなかったということに対して、先ほど古本委員のほうから指摘がありましたよね。それに対しては十分ご理解をされて、反省をされてあるんでしょう。違うんですか。

○副市長

ですから、今後のですね、この前私も答弁いたしましたように、あと鎮西のほうもありますけども、あちらのほうについては分離分割できちっと整備していくようにしますというお約束はいたしましたけどですね、まずはこれを今言われるような仮定の質問でいきますと、例えば予算を上げないかとか何とか何とかいう問題も出てまいりますので、そういう事態が生じた場合に、そこでいろいろまた判断をしたいというふうに思っております。

○坂平委員

だから、先ほど古本委員のほうからの質問の内容についてはね、大変反省をされて、今後はそういうことのないように執行していきたいというご答弁だったろうと思います。いま言うように、あくまでも私はいま仮定の話をしてますが、これが入札が成立しなかった場合は平成28年の4月には開校は間に合わないとなったときには、2カ月から2カ月半、そして900万円、この900万円の価格アップと、価格アップといいますか、設計の数量の見直しということが発生するわけですね、この方法をとれば。そうすれば、先ほどからあなた方が言われる、過去においてそういったことをね、教訓にして今回すべきところをされてなかったということを指摘されて、今後はそういうことのないようにやっていきたいと、やっていきますというふうにご答弁をされましたよね。それであるならば、開校日が28年4月に間に合わないということが万が一にもわかったときには、こういった方法もとる1つの考え方もできてきますよね。

どうですか。

○副市長

前回、それから今回、いろいろ小中一貫校の発注の仕方については、いろいろご意見いただいておりますが、そういう事態になれば、そういうものを全て総合的に勘案してそのときにですね、そういう事態になればそのときに判断したいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。